

商工会は、商工業の振興と活力ある地域づくりを応援します。

甲賀商工情報

1月号
2022

商工会とは、法律(商工会法)に基づいて設立された公的団体で、地域の事業者が業種に関わりなく会員となりお互いの事業の発展や地域の発展のために総合的な活動を行う団体です。

令和4年1月15日発行

【発行】甲賀市商工会

〒528-0005 甲賀市水口町水口5577-2
TEL (0748)62-1676

甲賀ビジネスサポートセンター
〒520-3308 甲賀市甲南町野田810
TEL 0748-78-0770

土山支所	土山町北土山1737	TEL.66-0354
甲賀支所	甲賀町相模173-1	TEL.88-2370
甲南支所	甲南町野田810	TEL.86-2016
信楽支所	信楽町長野1203	TEL.82-0873

新春対談

辻会長 岩永市長と新年を語る



令和3年を振り返って

市長 令和3年はコロナ抜きには語れない1年でした。市民の皆さんの健康を守る事を最優先に、国や県などからは見えないきめ細かい所まで配慮しながら、暮らしを守る対策をした1年でした。ワクチン接種も医療関係者や薬剤師会をはじめ地域の皆様方のご協力とご理解もあり、大きなトラブルもなく地域力で順調に希望される方への2回の接種を行うことができました。今後は、オミクロン株の流行も心配されることから早期に3回目の接種を受けていただけるよう全力を挙げていきたいです。

このコロナの影響で、市内の経済情勢については、経営環境に非常に大きな影響の出た1年でした。まん延防止対策、緊急事態宣言が出る厳しい状況の中、市では令和3年12月議会にて当初予算より総額で約8億5千万円の経済対策を実施するための補正予算案を議決いただきました。また、令和3年度の当初予算ではキャッシュレス推進のための補助金や新業態支援事業、そして地域経済応援クーポン券事業も実施をしました。県の制度に上乗せする形で事業継続支援金も実施させていただき、市役所前ではキッチンカーなどによるテイクアウト事業も、新業態のテストマーケティングとして取り組ませていただいた次第です。

とりわけ、商工会にはキャッシュレス推進のための補助金の事務局や、そ

の他の制度利用に関して相談窓口として対応いただくなど、大きな支援を頂きましたこととお礼申し上げます。

会長 市長もおっしゃっている、コロナに振り回された1年でした。飲食業をはじめとするサービス業はもとより、小売商業や製造業でも少なからず影響を受けられました。建設業に至ってはウッドショックもあり、それぞれが経営の維持に大変な努力をしていただいた1年であったと感じます。そのような中、甲賀市には様々な経済対策に迅速な対応をしていただいて本当に感謝しかありません。市との事業連携がいかに大切かを痛感した1年でありました。今後コロナが過ぎ去っても、以前と同じではいかないと考えます。コロナ収束後も非接触・感染リスク低減の為、DX(デジタルトランスフォーメーション)を前向きに考えていかなければいけないと思います。商工会として会員の事業や生活を守るため、今後も市と連携し、地域の商工業が廃れないように取り組んでいくことが大切と感じています。

市長 商工会には、コロナ禍になってから、市からは見えない事業者の皆様方の声をきめ細かく聞かせていただき、甲賀市の施策や制度設計に役立てさせて頂くことができ感謝しています。商工会は地域経済を支えるうえにおいて、重要な組織であることをコロナ禍において再認識する機会となりました。

令和4年からの取り組みについて

市長 新型コロナウイルスの影響は今後も続くでしょう。地域経済に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。アフターコロナ、デジタル化といった次を見据えたこれからの対応については切れ目なく、前向きに実施していきたいと考えています。

具体的には、キャッシュレスポイント還元事業、プレミアム付き商品券事業、甲賀の地酒を応援する事業などは令和3年12月議会でお認めいただき、令和4年度に至ってはDXやカーボンニュートラルなど、国を挙げての施策もあります。市内事業者のみならずこのような機会を前向きにとらえて、「稼ぐ力」に変えていけるよう応援をしていきたいと考えております。また令和4年度の予算では令和3年度も行ったクラウドファンディング補助金・住宅リフォーム補助金などは引き続き取り組んでいきたいと考えます。

コロナ禍で感じたことは、地域内でしっかりと消費していくこと。経済を回す事の重要性です。これは全産業で取り組んでいかなければならないと感じました。お買い物や消費をしていただくのは地元の店舗を利用いただく等、支えあうことの重要性を認識していただきたいです。それが都市部や人口集中地域では提供できない価値でもあります。

裏面へ続く→

事業者の力強いパートナー！ 商工会に加入しませんか？

メリットもたくさん！
地域の異業種との
新しい出会いの
チャンスも広がります



商工会は、地域の事業者が業種に関わりなく会員となって、お互いの事業の発展や地域の発展のために総合的な活動を行う法律に基づいて設立された団体です。経営や金融相談をはじめ、販路開拓支援、労務相談、専門家派遣、セミナーなど様々なメリットがあります。

未加入の事業者様

商工会は、小規模企業や中小企業の皆様を応援する地域に根付いた団体です。資金調達や経営相談なども気軽に相談していただけます。定期的に商工会職員が事業所を訪問する巡回相談も行っていますので、安心してご利用いただけます。

また、地域の経営者様との情報交換や異業種交流の場としても役立っております。まずは、お気軽にご相談ください。

■加入資格■

甲賀市内において営業所・事務所・工場又は事業場を有する商工業の方

■加入手続き■

加入申込書に必要事項を記入の上、事務局にご提出ください。

★会員数 1,789事業所(11月末時点)

加入金 5,000円

年会費 個人 12,000円

法人 24,000円

詳細については、「甲賀市商工会」までお問い合わせ下さい。

甲賀市の小さな企業の 様々なビジネスシーンを支援します!!

販路開拓

商談会・展示会・
物産展の出展支援
取引先のあっせん

IT支援

事業・業務効率化
キャッシュレス化
自社PR活用支援

資金調達

融資制度紹介
補助金・助成金
クラウドファンディング

危機管理

地震・台風・感染
災害時対応する
事業計画策定支援

経営革新

新商品開発したい
新たな事業に
取り組みたい

起業支援

開業したい
開業の準備の
方法がわからない

企業診断

ヒアリング・
企業分析を通じて
課題発見

経営強化

労務・法務・財務
からの事業見直し
専門家の助言

甲賀ビジネスサポートセンター

は、甲賀市商工会の産業支援センターです。中小企業の皆さんや起業したいと思っている方が抱えるビジネスのお悩みの相談に乗り、その解決をサポートします。相談以外にもセミナーや勉強会等を開催し、SNSなどで様々なビジネスに関する情報の発信も行います。事業所にも直接出向き、現場で解決を支援します。

相談無料

住所：〒520-3308 甲賀市甲南町野田810 (甲南地域市民センター別館1階)
利用時間：毎週月曜日から金曜日の8時30分～17時15分(年始年末祝日等は休業)
電話番号：0748-78-0770

新春対談

モノによる豊かさではなく、健康的に豊かに暮らせる事の贅沢さ、これを形にしてPRしていくことが移住や定住の促進など、人口減少の歯止めにも繋がり、それがマーケットの縮小を留めることになります。地域内経済循環と資金獲得は、今後、商工業者の皆様方が経営計画を立てていただく中では根幹をなすと考えます。その為にも、商工会との連携や情報交換を深めてまいりたいと考えます。

会長 昨年5月の総代会にて勇退された初代会長の後を継ぎつつ、今後に向けた改革、業務の改革を行っていきたく考えます。事務の集中などを検討しながら、効率の良い商工会を作り、満足度日本一を目指します。効率化と満足度の追求は相反するよう感じられるかもしれませんが、今のままでは商工会の将来は見えてこないと考えます。効率化によって、更により多くのサービスを提供できる事が会員の満足度向上につながると考えます。

また、地域の持っている資源や環境を商工会として活用して、新たな事業で活性化を進めたい。今、私がアイデアとして考えているのは、伊賀市の商工業者との連携交流です。例えば、伊賀市と甲賀市の菓子の組合わせをセットで販売するような新商品開発や、青年部で毎年取り組んで頂いている「忍者大祭」などを伊賀市商工会青年部とタイアップして実施する等想定できます。甲賀市では既に伊賀市と連携して色々情報交換や観光振興を行われていますが、商工会としては初めての取り組みになると思います。

市長 伊賀市と甲賀市は日本遺産認定をきっかけに更なる連携を進めています。当地は忍者の聖地として広く世界にも認識をされている地域です。これを活用して観光振興や、起業につながるような連携を深めていきたいと思いましたが、民間で推し進めていただく事には大きな期待をしております。

インフラの面では、新名神高速道路と名阪国道を結ぶ「名神名阪連絡道路」、別名「忍者道路」の計画があります。この計画を次年度は大きく前に進められると期待していますので、県域を越えての取り組みですが、このインフラ面の整備と、商工会の取り組みとするソフト面を合わせての連携は地域として大きな強みになるので、大きく期待しています。

パートナーシップ強化へ向けて ~変化にしなやかに適応~

市長 かねてより申し上げてきましたが、「行政だけでできる事には限界がある。」ということがこのコロナ禍により明らかになったと思います。まちづくりは人づくり。市民一人ひとりが主役になっていただけるよう、オール甲賀でまちづくりを前に進めていかなければなりません。その中において、商

工会会員の皆様には地域としての「稼ぐ力」を高めていく大きな役割を担っていただけており、その為にもチャレンジをしていただきたいと考えております。行政は皆さんが挑戦するリスクの軽減をはじめとするサポート等がしっかりとできるような、用意をしていくことが重要と考えます。アフターコロナを見据えた「新しい豊かさ」を実現するためにも、商工会と甲賀市がきめ細やかにパートナーシップを強化していく事が、「選ばれるまち」になっていき、それが市民の皆様方や商工業者の皆様の「豊かさ」に繋がっていくと確信しておりますので、躊躇することなく前へ進んでいく事が大切と考えます。

会長 甲賀市と連携を深めるために、是非理事会にお越しいただき、情報交換する時間を設けたいと思います。忍者の五か条を商工業者にあてはめると、「スキル=仕事や技術」「インフォメーション=情報」「フリーランス=自主性」「グローバル=職域や地域を超えた取り組み」「ローカル=地元根差した取り組み」と言い換えることができます。様々なカテゴリや垣根を越えて繋がりを求め、情報を持つ事の大切さやモノづくりの大切さを学んでいくことの大切さを、行政との連携でも取り組んでいきたいと思ひます。

市長 やはり商工会という青年部や女性部の活動も大切ですね。若い人と女性の活躍は日本の大きな課題でもあります。地域においても若い人や女性が更に活躍をいただけるよう、皆さんとの意見交換も行っていきたいです。

会長 個人の意見になりますが、甲賀市に無く他所で成功しているものを探し、是非取り込んでいただきたいと願います。そういった商売人のような発想で考えていく事が、まちの魅力づくりでもきっと面白いアイデアが出てくると考えます。

商売は柔軟性が重要で、「強いものが勝つのではなく、変化に適応できたものが生き残る」と言われます。甲賀市は旧町ごとに大きな特色があり、他市にはない魅力がたくさんあります。この地域の魅力を活かしつつ、他市町のいいところを取り込むことで、変化にしなやかに適応しながら、共に素晴らしいまちづくりにまい進したいものです。



甲賀市商工会主催 新春経済講演会

アフターコロナ時代に向けて
ニュースの裏側から見る日本経済のゆくえ

日時：令和4年1月30日(日)
午後1時開場 午後2時開演

会場：あいこうか市民ホール

定員：定員300名(定員に達しました)

※整理券をお持ちでない方の入場はできません。
コロナウイルス感染症拡大の際には、中止させていただきます場合があります。

マスク着用および検温へのご協力をお願いします。

※電話・FAXでのお申し込みはできません。

<高岡氏のメディア出演> ミヤネ屋(全国ネット)/あさパラ!(近畿・中京地区、広島ネット)/かんさい情報ネットten(近畿地区)

満員御礼



講師
たかおか たつゆき
高岡 達之 氏
読売テレビ報道局
解説委員長

※注 どちらも申請期限が令和4年2月15日まで延びました。

甲賀市内の小規模事業者向けのキャッシュレス
決済機械器具等導入補助金

現金によらない決済方式に係る機械器具等を導入しようとする市内小規模事業者に対する補助金。

- 補助対象の10/10とし、1店舗につき10万円以内。(※1,000円未満の端数切り捨て)
- 通信環境整備を行う場合上限額に5万円を加算。上限は1事業者あたり30万円。
- 通信費については、3か月分を対象とします。

甲賀市内の小規模事業者向けのキャッシュレス
決済手数料補助金

現金によらない決済方式を導入している市内小規模事業者が負担している、キャッシュレス決済手数料に対する補助金。

- 一店舗につき1か月上限1万5千円(補助率10/10)
- 市内に複数の店舗・事務所を有している場合は、1か月最大5万円まで補助対象となります。(EX.市内に3店舗の場合は最大4万5千円)
- 令和3年4月1日~令和4年1月31日の間で連続する3か月分です。
- 市内の店舗のみが対象となります。

詳細は商工会HPへ

中小企業経営者のみなさまへ

国が準備した
セーフティネット

安心の材料を
ご提供します。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

共済相談室 TEL. 050-5541-7171
【受付時間】 平日 9:00~17:00

小規模企業共済制度

● 制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

● 契約者貸付けの利用が可能
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

● 共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

経営セーフティ共済

● 中小企業倒産防止共済制度の特長

1 掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額(最高8,000万円)」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年~7年(据置期間6か月を含む)で毎月均等償還です。

2 貸付条件は無担保・無保証人

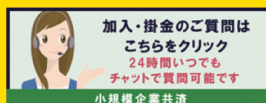
共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

3 掛金は税法上損金(法人)または必要経費(個人事業)に

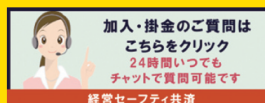
掛金月額、5千円~20万円の範囲内(5千円単位)で自由に選べます。

Be a Great Small.
中小機構

チャットボット 加入資格・手続きについてのご質問を
なら 24時間・365日
お問い合わせに
お答えします
加入資格・手続きについてのご質問を
チャットでご回答いたします。
詳しくは右記のQRコード又はホーム
ページからご確認ください。



小規模共済 検索



経営セーフティ共済 検索